

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

見知らぬ男から、大学教員の主人に 50万円の慰謝料を支払えと…

主人のことで緊急の相談です。主人は40歳、大学に勤めています。先日、見知らぬ男性から内容証明が届きました。その男(X)は、Aという女性の代理人だといひ、主人が過日Aをカラオケに誘い出し、嫌がるのにキスをしたり抱擁した。これは大学教員としてあるまじき行為であり、ついでに強制わいせつ罪で警察に刑事告訴をした。慰謝料として50万円を支払えといひのです。

「つたら出てきた。酔っ払っていい相手も嫌がらなかつたので膝に乗せたりしたが、それ以上のことはしていいない、と言います。」

「払えば刑事告訴を取り下げられるのかどうか。支払ったら最後、それを弱みにもつと請求される」といつた話はよく聞きます。刑事告訴も怖いですが、大学に訴えられれば主人は処分を受けることになるのでしょうか。失職したりすれば困ったことになります。」

「呆然としている主人によく聞く聞き出したところ、Aは主人のゼミの学生で地方出身の2年生。確かにその日酔った勢いで携帯電話に連絡しカラオケに誘われるのでしょね。お酒のせいにはもちろんできませんよ。」



早急に弁護士に依頼して、 代理人ではなく、当事者と正当な交渉を。

それは大変なことになりましたね。まず教員であるご主人が特定の女子学生をカラオケに誘い出すこと自体、わいせつ行為云々以前にやつてはいけないことは、ご夫妻ともども認識されておられるのでしょね。お酒のせいにはもちろんできませんよ。ご主人も少しはご自分の行為を認めておられるようだし、そのうえA側の言うような行為をしたのだとしたら、大学に訴えられれば、就業規則に従って何らかの処分を受けると思われます。

「現在なされている刑事告訴ですが、強制わいせつは強姦同様親告罪とされ、告訴がなければ捜査も起訴もできません。頂いた事情から判断する限り、強制わいせつまでの認定はなかなかしづらいとは思いますが、何とも言えません。ですから一番安心なのは告訴を取り下げってもらうことです。そのためこうした事例ではよく示談が行われているのです。示談金を積んで示談書を交わし、

「その中で告訴を取り下げること、大学への訴えもしないといった取り決めをするのです。しかし本件の特殊な問題は、相手がA本人ではなく代理人であり、それが親とかだといひのですが、素性の分からない男だということ。そんな男を相手に示談をまとめても、あとでA本人が私には知らないとか言いだしたらどうにもなりません。そもそもAがまだ未成年であればAだけでなくAの親権者も関わってくるべき話なのです。早急に弁護士に依頼をし、相